

(原 案)

使用料等の12月期納期の変更について

使用料等(市営住宅使用料、駐車場使用料、単身者住宅使用料、認可保育所・へき地保育所に係る保育料、放課後児童クラブ負担金、給食費)に係る12月期の納期については、いずれも条例等において「12月末」となっていますが、12月29日から翌年の1月3日までは市の休日と定められていることから、平成30年度より市税の納期「12月28日」と整合を図り、12月期納期を12月28日とします。

使用料等名称	変更前	変更後
市営住宅使用料、駐車場使用料、単身者住宅使用料	12月末	12月28日
認可保育所・へき地保育所に係る保育料、放課後児童クラブ負担金		
給食費		